

「先進的省エネルギー投資促進支援事業」  
における圧縮記帳等の考え方について

令和3年6月9日

資源エネルギー庁 省エネルギー課

令和3年度「先進的省エネルギー投資促進支援事業」は、直接的に  
は国から補助対象者に補助金が交付されるものではありませんが、国か  
らの補助金を原資としていること等から、所得税法第42条又は法人税法  
第42条に規定する国庫補助金等に該当し、他の要件も満たす場合には圧  
縮記帳等の適用が認められます。

なお、当該補助金は、補助対象経費を設計費、設備費、工事費とし  
た「固定資産の取得又は改良に充てるための補助金」であり、所得税  
法第42条又は法人税法第42条の規定の適用の対象外となる「経費を補  
填するための補助金」を含んでいません。